

各種助成制度について（文化関係）

区 分	事業名等	趣 旨	事業内容	助 成 対 象	助 成 内 容 (助成割合, 上限額等)	申 請 手 続	申請 時期	決定時期	
文化振興課	青少年のための芸術鑑賞事業 ※市町村, 県内私立小中学校又は特別支援学校が申請	学校等において, 青少年等に対し優れた舞台芸術鑑賞の機会を提供し, 芸術鑑賞能力の向上と豊かな情操の醸成に資する。	県内の文化芸術団体による公演 ①器楽・邦楽 ②声楽・邦楽 ③舞踊(バレエ・日本舞踊) ※公演は原則90分(特別支援学校は60分)	公演費, 派遣費	助成対象経費分 ※市町村, 特別支援学校負担 会場費 児童・生徒輸送費 雑費	開催希望調書を県に提出	前年度の2月頃	4月上旬	
	文化の薫り高いかごしま形成事業	県内の文化芸術活動のうち, ①県民の身近な場所での文化芸術鑑賞機会の提供, ②活動員の高齢化等が進む団体の次世代への活動継承, ③観光, まちづくり等との連携及び④国内外の若手アーティストや文化芸術活動の指導者などの人材の育成に資する取組を支援することで, 本県の持つ多様な文化芸術を継続・充実・発展させる。	① 鑑賞機会提供支援 ・文化芸術に触れる機会の少ない地域において, 文化芸術の鑑賞機会を提供する取組を支援。 ・子どもたちの文化芸術活動や鑑賞機会の充実に向けた取組を支援。	事業を実施するために直接必要となる経費 報償費, 旅費, 需用費, 使用料及び賃借料等	① 助成対象経費の1/2以内 上限額: 50万円	申請書を県に提出	R6.3.27 ～ R6.5.15	7月上旬	
			② 活動継承支援 次世代の担い手を確保するため, 講習会の開催や広報ツールの作成, 組織の見直しのためのアドバイザーの招へいなど, 活動員の減少や高齢化が進む団体等が, 活動継承を図る取組を支援。						② 助成対象経費の1/2以内 上限額: 30万円
			③ 観光, まちづくり等との連携支援 観光, まちづくりと連携した文化芸術の振興に寄与する活動のうち, 新規性及び集客効果等が見込まれる取組を支援。						③ 助成対象経費の1/2以内 上限額: 50万円
④ 人材育成支援 ア 国内外で活躍する人材育成(コンテストや講習会の開催等)を行う取組 イ 自身の技術の向上(国内外での活躍を目指す若者によるコンテストや講習会への参加等)を図る取組 ウ 自身の指導力等の向上(指導者やスタッフが, 講習会への参加等)を図る取組	④ ア 助成対象経費の1/2以内 上限額: 50万円 イ 助成対象経費の2/3以内 上限額: 50万円 ウ 助成対象経費の1/2以内 上限額: 10万円								
文化庁	舞台芸術総合支援事業(学校巡回公演) ※小・中学校, 特別支援学校が申請	小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による実演芸術の巡回公演を行うことにより, 子供たちの豊かな創造力・想像力や, 思考力, コミュニケーション能力などを養うとともに, 将来の芸術家や観客層を育成し, 優れた文化芸術の創造に資する。	芸術文化団体によるワークショップ(鑑賞指導や実技指導, 共演の練習)及び共演, 優れた舞台芸術の公演	下記以外の公演に要する経費 ①学校の施設設備の使用・整備に係る経費 ②文化施設の利用に係る経費 ③諸雑費(花束代, お茶代等)	助成対象経費分	開催希望調書を事務局にメールにて提出	前年度の11月頃	当該年度の2月採否通知	
	優秀映画鑑賞推進事業 ※市町村, 公立文化施設等が申請	広く国民に優れた映画の鑑賞機会を提供する。	東京国立近代美術館フィルムセンターが選定したフィルムのうちから希望するものを公開上映	上映に関する経費 (フィルムの提供, 輸送)		実施希望調書を県に提出	前年度の1月頃	対象年度の4月頃 内定通知	
※文化庁に直接申請	舞台芸術創造活動活性化事業, 劇場・音楽堂等機能強化推進事業, 映画制作への支援, 国際芸術交流支援事業, 文化芸術創造拠点形成事業, 国際文化芸術発信拠点形成事業, 新進芸術家海外研修制度など					事業により決まっているので, 詳細は文化庁に確認(HPなど)			

区 分	事業名等	趣 旨	事業内容	助 成 対 象	助 成 内 容 (助成割合、上限額等)	申 請 手 続	申請 時期	決定時期	
(一財)地域創造	地域の文化・芸術活動助成事業 ※地方公共団体が申請	創造プログラム	地方公共団体、特定指定管理者、特定公益法人(以下「地方公共団体等」という。)の自主事業の企画制作能力の向上、公立文化施設の利活用の推進等を図る。さらに、地方公共団体の共同事業として、その成果を広く還元するとともに、文化・芸術の振興により創造性豊かな地域づくりの推進を図る。	地方公共団体等が地域において自主的に実施する文化・芸術活動に対して、所定の経費を助成する。 ※原則として、会場は申請団体の区域内の公立文化施設	地域の活性化に寄与する長期的展望を有し、発展的・継続的に事業を実施するうえで他の地域の参考となるような顕著な工夫が認められる公演、展覧会事業	助成対象経費の2分の1以内 上限額:1,000万円/年	申請書等を県に提出 (8月頃 地方公共団体等に 案内送付)	前年度 の9月頃 ※決定 通知は 翌年4 月	前年度の 12月頃 内定通知
		連携プログラム			単独では実施できず、経費削減など連携することにより初めて実施できるもので、本プログラムのために新たに自ら企画し、3以上の地方公共団体等が連携して、共同で制作する公演、展覧会のうち、「地域交流プログラム」を伴う事業	助成対象経費の3分の2以内 上限額 ①1団体ごと500万円、全体3,000万円 ②100万円(代表1団体のみ)			
		研修プログラム			公立文化施設等の企画・運営に携わる者及び「地域文化コーディネーター」など地域の文化・芸術活動を担う者のスキルの向上、ノウハウの習得などを旨とする、地方公共団体等が自ら主体的に企画・実施する実践的な人材育成事業	助成対象経費の3分の2以内 上限額:200万円			
		公立文化施設活性化計画プログラム			地域において果たすべき公立文化施設の役割と、それを実現するための方策を記載した計画を策定する事業	助成対象経費の3分の2以内 上限額:200万円			
地域伝統芸能等保存事業 ※地方公共団体が申請	地方フェスティバル事業	地域住民のふるさとづくりへの取組や、地方公共団体の文化を通じた地域づくりの向上に寄与する。	地方公共団体等が実施する地域固有の伝統芸能等を保存・継承するための公演事業を助成する。	地域固有の伝統芸能等を保存・継承するための公演事業	助成対象経費の2分の1以内 都道府県等:上限額:200万円 市町村等:上限額:50万円	申請書等を県に提出 (8月頃 地方公共団体等に 案内送付)	前年度 の9月頃 ※決定 通知は 翌年4 月	前年度の 12月頃 内定通知	
	映像記録保存事業		市区町村が実施する各地域の失われつつあり、かつ、記録に残されていない地域固有の伝統芸能等を記録・保存する事業を助成する。	各地域の失われつつあり、かつ、記録に残されていない地域固有の伝統芸能等を映像に記録、保存する事業	助成対象経費の3分の2以内 上限額:200万円				
	保存・継承活動支援事業		市区町村が実施する、地域固有の伝統芸能等の保存・継承のために活動している団体等への支援事業を助成する。	地域固有の伝統芸能等の保存・継承のために活動している団体等への支援事業	助成対象経費の2分の1以内 上限額:30万円				
※(一財)地域創造に直接申請	研修交流事業(ステージラボ、公立美術館地域展開型研修事業、文化政策セミナー、地域創造セミナー、リージョナルシアター事業)、公共ホール等活性化支援事業(【音楽】公共ホール音楽活性化事業(導入プログラム、支援プログラム、文化庁連携事業、普及啓発プログラム(アウトリーチフォーラム))、【ダンス】公共ホール現代ダンス活性化事業(通常プログラム、支援プログラム)、【演劇】公共ホール演劇ネットワーク事業、【邦楽】公共ホール邦楽活性化事業、【美術】公立美術館活性化事業(市町村立美術館活性化事業、公立美術館共同巡回展助成事業他)			事業により決まっているので、詳細は(一財)地域創造に確認(地域創造のHPなど)					
(独)日本芸術文化振興会 ※(独)日本芸術文化振興会に直接申請	芸術文化振興基金助成事業	地域の文化の振興を目的として行う活動・文化に関する団体に助成し、文化の振興又は普及を図る。	市町村、文化施設、文化団体、文化財保存会等が行う地域の文化振興等の活動に対して助成金を交付する。	1 地域の文化関係の活動 (1) 地域文化施設公演・展示活動 ① 文化会館公演活動 ② 美術館等展示活動 (2) アマチュア等の文化団体活動 2 文化財関係の活動 (1) 歴史的集落・町並み、文化的景観保存活用活動 (2) 民俗文化財の保存活用活動 (3) 伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動 3 舞台芸術・美術等の創造普及活動 (1) 現代舞台芸術創造普及活動 (2) 伝統芸能の公開活動 (3) 美術の創造普及活動 (4) 多分野協同芸術創造活動 4 国内映画祭等の活動 (1) 映画祭 (2) 日本映画上映活動	助成対象経費総額及び助成対象経費項目(選択による3項目)に応じた助成額により助成額決定 20万円~500万円 各事業により助成金額設定が異なるため詳細は日本芸術文化振興会確認(HPなど)	事業により決まっているので、詳細は日本芸術文化振興会に確認(HPなど)			

区 分	事業名等	趣 旨	事業内容	助 成 対 象	助 成 内 容 (助成割合, 上限額等)	申 請 手 続	申請 時期	決定時期
(財)自治総合センター ※市町村が申請	宝くじ文化公演	宝くじの社会貢献広報事業として、地域の人々に上質な音楽、演劇及び文化に関する講演会等を提供し、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。	実施する内容は、次に掲げるものとする。 ※原則1事業につき連続する2日間で、2市町村で行う同一内容の公演の実施が要件 ①交響楽団等による演奏会 ②演劇(ミュージカル等を含む) ③演奏家等によるリサイタル ④落語・漫才・奇術等 ⑤文化講演会	市町村負担分(右記)以外の経費	助成対象経費 ※市町村負担分 ①会場使用料 ②会場の設備、備品使用料 ③運営スタッフの費用、付随経費 ④ケータリング経費 ⑤飾花・花束代 ⑥ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費(ポスター、チラシ等は財団作成) ⑦フルコンサートグランドピアノ使用料及び調律料(必要な事業のみ) ⑧広報誌、ウェブサイト、新聞等の広報費 ⑨地元出演者の募集及び参加に関する経費(必要な事業のみ) ⑩入場券の売捌手数料(50%は財団負担)	申請書を県に提出	前年度 の7~9 月頃	前年度の 11~12月頃 内定通知、 3~4月頃 決定通知
	宝くじふるさとワクワク劇場		全体で2部構成 第1部 お笑いオンステージ 第2部 ほのぼの Comedy 劇場					
	宝くじまちの音楽会		全体で2部構成 第1部 コンサート 第2部 出演者と地元合唱団等との共演					
	宝くじおしゃべり音楽館		全体で2部構成 第1部 コンサート、トーク 第2部 コンサート(出演者と地元合唱団等との共演可)					
	※コミュニティ助成事業については、市(区)町村(政令指定都市は除く)、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会が申請	コミュニティ助成事業 (地域の芸術環境づくり助成事業)	地域の芸術環境づくりに対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。	自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うものに対して、助成を行う。	企画制作能力の向上及び公立文化施設の利活用の推進等を図るため、自ら企画・制作する音楽、演劇、ダンス、古典芸能、美術分野などの文化・芸術事業のうち、「地域交流プログラム」を伴うもの	助成対象経費から入場料等収入を控除した額の3分の2以内(上限500万円)	申請書を県に提出	前年度 の11月 頃
(公社)日本児童青少年演劇協会 ※市町村が申請	市町村による青少年劇場	学校等において、青少年を対象とする芸術鑑賞会の開催を通じ、芸術鑑賞教育の機会均等を実現するとともに、青少年の豊かな人間形成に寄与する。	児童演劇の舞台公演 (離島の学校は対象外)	公演に要する経費の一部	助成対象経費分 ※市町村負担 ┌ 1回公演 350,000円(税別) └ 2回公演 525,000円(税別)	希望調査票を県に提出	前年度 の11~ 12月頃	前年度の12 ~2月頃 内定通知、 4月上旬 決定通知
(公財)日本青少年文化センター ※市町村が申請			落語及び紙切り	公演に要する経費の一部	助成対象経費分 ※市町村負担 ┌ 1公演あたり 300,000円(税別)			
(公財)三井住友海上文化財団	地域住民のためのコンサート ※市町村、公立文化施設が申請	地域における文化の振興を支援する。	各地の公立文化ホール等を会場として、地域の皆さまへ廉価で質の高いコンサート(クラシック音楽、邦楽)を提供する。	コンサートに要する経費の一部	出演料、出演演奏家および同行する財団職員の交通費・宿泊費、楽器運搬費等	申請書を県に提出	前年度 の9月頃	前年度の 12月頃 結果通知
	文化の国際交流活動に対する助成		音楽および郷土芸能の分野においてアマチュア団体が行う有意義な国際交流活動に対し助成を行う。	・分野:音楽・郷土芸能 ・事業主体:アマチュア (地方自治体主催事業を除く。)	1事業企画につき50万円			
メ セ ナ	(公財)三菱UFJ信託地域文化財団	(公財)三菱UFJ信託地域文化財団助成	永年地域文化の振興に寄与してこられた団体、とりわけ地域の音楽・美術・演劇・伝統芸能の各分野において努力されている諸団体の活動に対して助成支援を行う。	①音楽活動 ②美術館等の美術展 ③演劇活動 ④伝統芸能の公演	選考委員会の審査を経て決定した助成金額	申請書を財団に提出	前年度 の11月 頃	前年度の 3月頃 結果通知

区	分	事業名等	趣旨	事業内容	助成対象	助成内容 (助成割合, 上限額等)	申請手続	申請時期	決定時期
協 議 会		(公財)明治安田クオリ ティオブライフ文化財団 地域の伝統文化保存維持費用助成	歴史的・文化的に価値ある地域の民俗 芸能・民俗技術を正しく後生に残すため に支援を行う。	地域の民俗芸能・民俗技術の継承のための 諸活動を行っている個人・団体に支援を行う。	①「地域の民俗芸能」継承活動に努力して いる個人・団体 ②「地域の民俗技術」継承活動に 努力している個人・団体 ※国指定の重要無形民俗文化財, 他助成 を受ける予定のものは除く。	①1件につき70万円を限度 ②1件につき40万円を限度	市町村を經由して申込 書を県に提出	前年度 の11~1 月頃	前年度の 3月頃 結果通知

区 分	事業名等	趣 旨	事業内容	助 成 対 象	助 成 内 容 (助成割合, 上限額等)	申 請 手 続	申請 時期	決定時期	
	※(公財)明治安田財団 に直接申請	海外音楽研修生費用の助成					申込書を財団に提出	対象年 度の4月 頃	対象年度の 6月頃 結果通知
	(一財)沖永文化財団	地域文化活動事業助成	芸術文化団体等が実施する文化活動事業を支援する。	芸術文化団体等が実施する伝統民俗芸能に関する文化活動事業について助成を行う。	①自ら主催し、あるいは他の組織・団体と共催し、又は他の団体を招聘して実施する伝統民俗芸能公演又は公開事業 ②伝統民俗芸能の保存伝習事業	1件あたり10～30万円程度	市町村を経由して推薦書を県に提出	前年度 の3月頃	対象年度の 7月頃内定 通知
(公財)鹿児島県文化振興財団	芸術文化活動支援助成金	県内の幅広い芸術文化活動の振興を図るため、県内の芸術文化団体が行う自主的かつ創造性豊かな文化活動を支援する。	県内の芸術文化団体が行う自主的かつ創造性豊かな文化活動に対して助成を行う。	①対象団体 県内に住所又は活動の拠点を有し、明確な会計経理を実施でき、その分野の県域的団体で、一定(満3年以上)の活動実績があること等の条件を満たす団体 ②対象経費 外部の指揮者・審査員・講師等への謝金及び旅費、印刷費、道具制作費、通信費、運搬費、調律費、会場使用料、著作権使用料、会場整理員等賃金など	助成対象経費の総額から国、地方公共団体及びその他の団体からの補助金、助成金若しくは寄付金等又は事業実施に伴う入場料等の収入に相当する額を控除したものに2分の1を乗じて得た金額の範囲内で、財団の定める額。 ただし、1団体当たり上限150万円(1千円未満は切り捨て)	申請書を財団に提出	前年度 の12月 頃 ※前年 度の2月 頃	前年度の 3月頃 決定予定	
	伝統文化の保存・継承に係る助成金	県内の郷土芸能や伝統行事など伝統文化の担い手の育成・確保に取り組む活動を支援する。	県内の郷土芸能や伝統行事など伝統文化の担い手の育成・確保に取り組む活動に対して助成を行う。	①県内に住所又は活動の拠点を有する団体 ②伝統文化のうち消滅のおそれのある団体 ③伝統文化の担い手の育成・確保に取り組む団体 ※ただし、国及び地方公共団体やこれに準ずる団体、営利団体、政治団体、宗教団体、並びに国及び県指定文化財は対象外	助成対象経費のうち予算の範囲内 上限:1団体当たり10万円	申込書を鹿児島県文化協会(業務委託先)に提出	希望調 査書提 出～前 年度3月 中旬	財団と県文 化協会と協 議の上決定	